

別表十一（二）の記載の仕方

1 この明細書は、法人が平成30年改正法附則第25条第1項（法人の返品調整引金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成30年改正法第2条の規定による改正前の法人税法（以下「旧効力法」といいます。）第53条（返品調整引金）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が平成30年改正法附則第32条第1項（連結事業年度における返品調整引当金に関する経過措置）の規定により読み替えて適用される法第81条の3第1項（個別益金額又は個別損金額）（旧効力法第53条の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。）の規定の適用を受ける場合に記載します。

2 「繰入限度額10」及び「繰入限度額12」の各欄は、令和3年4月1日前に開始した事業年度又は連結事業年度にあつては「 $\times \frac{\quad}{10}$ 」を消し、同日以後に開始する事業年度又は連結事業年度にあつては「 $\times \frac{\quad}{10}$ 」の分子の空欄には次に掲げる事業年度又は連結事業年度の区分に応じそれぞれ次の数を記

載します。

- (1) 令和11年4月1日から令和12年3月31日までの間に開始する事業年度又は連結事業年度 1
- (2) 令和10年4月1日から令和11年3月31日までの間に開始する事業年度又は連結事業年度 2
- (3) 令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する事業年度又は連結事業年度 3
- (4) 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度又は連結事業年度 4
- (5) 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する事業年度又は連結事業年度 5
- (6) 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に開始する事業年度又は連結事業年度 6
- (7) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する事業年度又は連結事業年度 7
- (8) 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する事業年度又は連結事業年度 8
- (9) 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に開始する事業年度又は連結事業年度 9